

市第55号議案

横浜市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する
条例等の一部改正

横浜市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例等
の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年9月8日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する
条例等の一部を改正する条例

（横浜市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例
の一部改正）

第1条 横浜市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する
条例（平成24年12月横浜市条例第74号）の一部を次のように改正
する。

第46条第11項中「。以下「指定介護予防サービス等基準条例」
という。」を削り、同条第12項中「若しくは指定介護予防サー
ビス等基準条例第89条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業
所」を削る。

（横浜市指定居宅サービスの事業の人員、設備、運営等の基準に
関する条例の一部改正）

第2条 横浜市指定居宅サービスの事業の人員、設備、運営等の基
準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第76号）の一部を次の
ように改正する。

第6条第2項中「指定介護予防訪問介護事業者（横浜市指定介

護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第78号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。）第6条第1項に規定する指定介護予防訪問介護事業者をいう。以下同じ。）」を「法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第5条による改正前の法（以下「旧法」という。）第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者（以下「指定事業者」という。））」に、「指定介護予防訪問介護（指定介護予防サービス等基準条例第5条に規定する指定介護予防訪問介護をいう。以下同じ。）の事業」を「当該第1号訪問事業」に、「指定介護予防訪問介護の」を「当該第1号訪問事業の」に改め、同条第6項中「指定介護予防訪問介護事業者」を「第2項に規定する第1号訪問事業に係る指定事業者」に、「指定介護予防訪問介護の事業」を「当該第1号訪問事業」に、「指定介護予防サービス等基準条例第6条第1項から第5項までに規定する」を「市町村の定める当該第1号訪問事業の」に改める。

第8条第2項中「指定介護予防訪問介護事業者」を「第6条第2項に規定する第1号訪問事業に係る指定事業者」に、「指定介護予防訪問介護の事業」を「当該第1号訪問事業」に、「指定介護予防サービス等基準条例第8条第1項に規定する」を「市町村の定める当該第1号訪問事業の」に改める。

第44条第3項中「指定介護予防訪問入浴介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例）」を「指定介護予防訪問入浴介護事業者（横浜市指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第78号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。））」に改める。

第91条第1項第3号中「指定介護予防通所介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第89条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業者をいう。以下同じ。））」を「法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業（旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る指定事業者」に、「指定介護予防通所介護（指定介護予防サービス等基準条例第88条に規定する指定介護予防通所介護をいう。以下同じ。）の事業」を「当該第1号通所事業」に、「指定介護予防通所介護の」を「当該第1号通所事業の」に改め、同条第8項中「指定介護予防通所介護事業者」を「第1項第3号に規定する第1号通所事業に係る指定事業者」に、「指定介護予防通所介護の事業」を「当該第1号通所事業」に、「指定介護予防サービス等基準条例第89条第1項から第7項までに規定する」を「市町村の定める当該第1号通所事業の」に改める。

第93条第5項中「指定介護予防通所介護事業者」を「第91条第1項第3号に規定する第1号通所事業に係る指定事業者」に、「指定介護予防通所介護の事業」を「当該第1号通所事業」に、「指定介護予防サービス等基準条例第91条第1項から第3項までに

規定する」を「市町村の定める当該第 1 号通所事業の」に改める。

(横浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等の基準等に関する条例の一部改正)

第 3 条 横浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等の基準等に関する条例（平成24年12月横浜市条例第77号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項ただし書中「又は横浜市指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第78号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。）第 6 条第 2 項のサービス提供責任者」を削る。

第84条第 1 項ただし書中「若しくは同一敷地内」を「、同一敷地内」に改め、「含む。）」の次に「若しくは介護予防・日常生活支援総合事業（第 1 号介護予防支援事業を除く。）」を加える。

第 153 条第12項中「指定介護予防サービス等基準条例」を「横浜市指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第78号）」に改め、同条第13項中「若しくは指定介護予防サービス等基準条例第89条第 1 項に規定する指定介護予防通所介護事業所」を削る。

(横浜市指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例の一部改正)

第 4 条 横浜市指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第78号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第 3 章 介護予防訪問介護

第 1 節 基本方針（第 5 条）

第 2 節 人員に関する基準（第 6 条・第 7 条）

第 3 節 設備に関する基準（第 8 条）

第 4 節 運営に関する基準（第 9 条—第39条）

第 5 節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第40条—第42条）

を

「第 3 章 削除

に、「第47条」を「第46条の 2」に、

「第 8 章 介護予防通所介護

第 1 節 基本方針（第88条）

第 2 節 人員に関する基準（第89条・第90条）

第 3 節 設備に関する基準（第91条）

第 4 節 運営に関する基準（第92条—第99条）

第 5 節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第 100 条—第 103 条）

を

「第 8 章 削除

に、「第 107 条」を「第 106 条の 2」に改める。

第 3 章を次のように改める。

第 3 章 削除

第 5 条から第 42 条まで 削除

第 44 条第 3 項中「指定居宅サービス等基準条例第 44 条第 1 項に」を「横浜市指定居宅サービスの事業の人員、設備、運営等の基準に関する条例（平成 24 年 12 月横浜市条例第 76 号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第 44 条第 1 項に」に改める。

第 4 章第 4 節中第 47 条の前に次の 12 条を加える。

（内容及び手続の説明及び同意）

第 46 条の 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第 50 条に規定する運営規程の概要、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について当該利用申込者の同意を文書により得なければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第 5 項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

- (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの
 - ア 指定介護予防訪問入浴介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
 - イ 指定介護予防訪問入浴介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定介護予防訪問入浴介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）
- (2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法
- 3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。
- 4 第 2 項第 1 号の「電子情報処理組織」とは、指定介護予防訪問入浴介護事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した

電子情報処理組織をいう。

5 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、第 2 項の規定により第 1 項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第 2 項各号に規定する方法のうち指定介護予防訪問入浴介護事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

6 前項の規定による承諾を得た指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第 1 項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第46条の 3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、正当な理由なく指定介護予防訪問入浴介護の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第46条の 4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防訪問入浴介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用

申込者に係る介護予防支援事業を行う者（以下「介護予防支援事業者」という。）への連絡、適当な他の指定介護予防訪問入浴介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

（受給資格等の確認）

第46条の5 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確かめるものとする。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護予防訪問入浴介護を提供するように努めなければならない。

（要支援認定の申請に係る援助）

第46条の6 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなけれ

ばならない。

(心身の状況等の把握)

第46条の7 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議（横浜市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営、指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例（平成26年9月横浜市条例第52号。以下「指定介護予防支援等基準条例」という。）第33条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(介護予防支援事業者等との連携)

第46条の8 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を提供するに当たっては、介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(介護予防サービス費の支給を受けるための援助)

第46条の9 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施

行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。

）第83条の9各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画（法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画をいう。以下同じ。

）の作成を介護予防支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、介護予防サービス費の支給を受けることができる旨を説明すること、介護予防支援事業者に関する情報を提供することその他の介護予防サービス費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。

（介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供）

第46条の10 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防サービス計画（施行規則第83条の9第1号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。）が作成されている場合は、当該介護予防サービス計画に沿った指定介護予防訪問入浴介護を提供しなければならない。

（介護予防サービス計画等の変更の援助）

第46条の11 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者が介護予防サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

（身分を証する書類の携行）

第46条の12 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第46条の13 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を提供した際には、当該指定介護予防訪問入浴介護の提供日及び内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額その他必要な事項を、当該利用者の介護予防サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を提供した際には、提供した具体的な指定介護予防訪問入浴介護の内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を当該利用者に対して提供しなければならない。

第47条の次に次の2条を加える。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第47条の2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定介護予防訪問入浴介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を当該利用者に対して交付しなければならない。

(利用者に関する市町村への通知)

第47条の3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

- (1) 正当な理由なしに指定介護予防訪問入浴介護の利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき、又は要介護状態になったと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

第50条の次に次の10条を加える。

(勤務体制の確保等)

第50条の2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防訪問入浴介護を提供できるよう、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定め、これを記録しておかなければならない。

- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の介護予防訪問入浴介護従業者によって指定介護予防訪問入浴介護を提供しなければならない。
- 3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(衛生管理等)

第50条の3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の介護予防訪問入浴介護従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴

介護事業所の指定介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

(掲示)

第50条の4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持等)

第50条の5 指定介護予防訪問入浴介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得ておかななければならない。

(広告)

第50条の6 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止)

第50条の7 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理)

第50条の8 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、提供した指定介護予防訪問入浴介護に係る利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、当該苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、提供した指定介護予防訪問入浴介護に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を当該市町村に報告しなければならない。
- 5 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、提供した指定介護予防訪問入浴介護に係る利用者又はその家族からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192

号) 第45条第 5 項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。
以下同じ。) が行う法第 176 条第 1 項第 3 号の調査に協力する
とともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を
受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善
を行わなければならない。

- 6 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、国民健康保険団体連合
会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を当該国民
健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(地域との連携)

第50条の 9 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、その事業の運
営に当たっては、提供した指定介護予防訪問入浴介護に関する
利用者又はその家族からの苦情に関して市町村等が派遣する者
が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協
力するよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第50条の10 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対す
る指定介護予防訪問入浴介護の提供により事故が発生した場合
は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支
援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければ
ならない。

- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の事故の状況及び
事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介
護予防訪問入浴介護の提供により賠償すべき事故が発生した場
合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第50条の11 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防訪問入浴介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

第51条第1項第1号中「次条において準用する第29条第1項」を「第50条の2第1項」に改め、同条第2項第1号中「次条において準用する第20条第2項」を「第46条の13第2項」に改め、同項第2号中「次条において準用する第24条」を「第47条の3」に改め、同項第3号中「次条において準用する第35条第2項」を「第50条の8第2項」に改め、同項第4号中「次条において準用する第37条第2項」を「第50条の10第2項」に改める。

第52条を次のように改める。

第52条 削除

第65条第1項第1号中「第29条第1項」を「第50条の2第1項」に改め、同条第2項第1号中「第20条第2項」を「第46条の13第2項」に改め、同項第2号中「第24条」を「第47条の3」に改め、同項第3号中「第35条第2項」を「第50条の8第2項」に改め、同項第4号中「第37条第2項」を「第50条の10第2項」に改める。

第66条を次のように改める。

(準用)

第66条 第46条の2、第46条の3、第46条の5から第46条の7まで、第46条の9から第46条の13まで、第47条の2、第47条の3、第49条及び第50条の2から第50条の11までの規定は、指定介

護予防訪問看護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「看護師等」と、第46条の2第1項中「第50条」とあるのは「第64条」と、第46条の7中「の状況」とあるのは「の状況、病歴」と、第50条の3第2項中「指定介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備」とあるのは「設備」と読み替えるものとする。

第75条第1項第1号中「第29条第1項」を「第50条の2第1項」に改め、同条第2項第1号中「第20条第2項」を「第46条の13第2項」に改め、同項第2号中「第24条」を「第47条の3」に改め、同項第3号中「第35条第2項」を「第50条の8第2項」に改め、同項第4号中「第37条第2項」を「第50条の10第2項」に改める。

第76条を次のように改める。

(準用)

第76条 第46条の2から第46条の7まで、第46条の9から第46条の13まで、第47条の2、第47条の3、第49条、第50条の2から第50条の5まで、第50条の7から第50条の11まで及び第60条の規定は、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「理学療法士等」と、第46条の2第1項中「第50条」とあるのは「第74条」と、第46条の7中「の状況」とあるのは「の状況、病歴」と、第50条の3第2項中「指定介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備」とあるのは「設備」と読み替えるものとする。

第84条第1項第1号中「第29条第1項」を「第50条の2第1項」に改め、同条第2項第1号中「第20条第2項」を「第46条の13第2項」に改め、同項第2号中「第24条」を「第47条の3」に改め、同項第3号中「第35条第2項」を「第50条の8第2項」に改め、同項第4号中「第37条第2項」を「第50条の10第2項」に改める。

第85条を次のように改める。

(準用)

第85条 第46条の2から第46条の7まで、第46条の10、第46条の12、第46条の13、第47条の2、第47条の3、第49条、第50条の2から第50条の5まで、第50条の7から第50条の11まで及び第60条の規定は、指定介護予防居宅療養管理指導の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防居宅療養管理指導従業者」と、第46条の2第1項中「第50条」とあるのは「第83条」と、第46条の7中「の状況」とあるのは「の状況、病歴、服薬歴」と、第46条の12中「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第50条の3第2項中「指定介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備」とあるのは「設備」と読み替えるものとする。

第8章を次のように改める。

第8章 削除

第88条から第103条まで 削除

第9章第4節中第107条の前に次の2条を加える。

(利用料等の受領)

第 106 条の 2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防通所リハビリテーションを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防通所リハビリテーションに係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防通所リハビリテーション事業者を支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防通所リハビリテーションを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防通所リハビリテーションに係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、前 2 項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

(2) 食事の提供に要する費用

(3) おむつ代

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、指定介護予防通所リハビリテーションにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

4 前項第 2 号に掲げる費用については、指定介護予防サービス

等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「省令」という。）の規定により厚生労働大臣が別に定めるところによるものとする。

- 5 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を文書により得なければならない。

（緊急時等の対応）

第106条の3 介護予防通所リハビリテーション従業者は、現に指定介護予防通所リハビリテーションの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

第108条の次に次の3条を加える。

（勤務体制の確保等）

第108条の2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防通所リハビリテーションを提供できるよう、指定介護予防通所リハビリテーション事業所ごとに従業者の勤務の体制を定め、これを記録しておかなければならない。

- 2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハビリテーション事業所ごとに、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所の介護予防通所リハビリテーショ

ン従業者によって指定介護予防通所リハビリテーションを提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

- 3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所の従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第 108 条の 3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用定員を超えて指定介護予防通所リハビリテーションの提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第 108 条の 4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所の従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

第 110 条第 1 項第 1 号中「次条において準用する第 94 条第 1 項」を「第 108 条の 2 第 1 項」に改め、同条第 2 項第 1 号中「第 20 条第 2 項」を「第 46 条の 13 第 2 項」に改め、同項第 2 号中「第 24 条」を「第 47 条の 3」に改め、同項第 3 号中「第 35 条第 2 項」を「第 50 条の 8 第 2 項」に改め、同項第 4 号中「第 37 条第 2 項」を「第 50 条の 10 第 2 項」に改める。

第 111 条を次のように改める。

(準用)

第 111 条 第46条の 2 から第46条の 7 まで、第46条の 9 から第46条の11まで、第46条の13、第47条の 2、第47条の 3、第50条の 4、第50条の 5、第50条の 7 から第50条の11まで及び第60条の規定は、指定介護予防通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防通所リハビリテーション従業者」と、第46条の 2 第 1 項中「第50条」とあるのは「第 108 条」と、第46条の 7 中「の状況」とあるのは「の状況、病歴」と読み替えるものとする。

第 112 条第 3 項中「口腔機能」を「^く口腔機能」に改める。

第 114 条第 1 号中「アセスメント」の次に「（指定介護予防支援等基準条例第33条第 7 号に規定するアセスメントをいう。）」を加える。

第 117 条第 8 項中「、ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム又はユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設」を「、ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム（横浜市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第74号）第44条に規定するユニット型地域密着型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）又はユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（横浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等の基準等に関する条例（平成24年12月横浜市条例第77号）第 152 条第 1 項に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。））」に改める。

第 120 条第 1 項第 2 号ア及びイ中「第96条」を「第 108 条の 4

」に改める。

第 121 条第 2 項中「第 9 条第 2 項」を「第 46 条の 2 第 2 項」に改める。

第 131 条第 1 項第 1 号中「第 94 条第 1 項」を「第 108 条の 2 第 1 項」に改め、同条第 2 項第 3 号中「第 20 条第 2 項」を「第 46 条の 13 第 2 項」に改め、同項第 4 号中「第 24 条」を「第 47 条の 3」に改め、同項第 5 号中「第 35 条第 2 項」を「第 50 条の 8 第 2 項」に改める。

第 132 条を次のように改める。

(準用)

第 132 条 第 46 条の 3 から第 46 条の 7 まで、第 46 条の 9、第 46 条の 10、第 46 条の 13、第 47 条の 2、第 47 条の 3、第 49 条、第 50 条の 4 から第 50 条の 8 まで、第 50 条の 11、第 108 条の 2 及び第 108 条の 4 の規定は、指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第 50 条の 4 中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第 108 条の 2 第 2 項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

第 143 条第 1 項第 2 号ア及びイ中「第 96 条」を「第 108 条の 4」に改める。

第 149 条中「第 94 条の」を「第 108 条の 2 の」に、「第 94 条第 1 項」を「第 108 条の 2 第 1 項」に改める。

第 158 条中「介護保険法施行令」の次に「(平成 10 年政令第 41 号)」を加える。

第 163 条第 1 項第 1 号中「第 94 条第 1 項」を「第 108 条の 2 第 1 項」に改め、同条第 2 項第 2 号中「第 20 条第 2 項」を「第 46 条の 13 第 2 項」に改め、同項第 3 号中「第 24 条」を「第 47 条の 3」に改め、同項第 4 号中「第 35 条第 2 項」を「第 50 条の 8 第 2 項」に改める。

第 164 条を次のように改める。

(準用)

第 164 条 第 46 条の 3 から第 46 条の 7 まで、第 46 条の 9、第 46 条の 10、第 46 条の 13、第 47 条の 2、第 47 条の 3、第 49 条、第 50 条の 4、第 50 条の 5、第 50 条の 7、第 50 条の 8、第 50 条の 11、第 108 条の 2、第 108 条の 4、第 121 条、第 122 条第 2 項及び第 128 条から第 130 条までの規定は、指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第 50 条の 4 中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第 108 条の 2 第 2 項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第 121 条第 1 項中「第 126 条」とあるのは「第 161 条」と、「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。

第 179 条中「第 94 条の」を「第 108 条の 2 の」に、「第 94 条第 1 項」を「第 108 条の 2 第 1 項」に改める。

第 189 条第 4 項中「第 9 条第 2 項」を「第 46 条の 2 第 2 項」に改める。

第 199 条第 2 項第 5 号中「第 24 条」を「第 47 条の 3」に改め、

同項第 6 号中「第35条第 2 項」を「第50条の 8 第 2 項」に改め、同項第 7 号中「第37条第 2 項」を「第50条の10第 2 項」に改める。

第 200 条を次のように改める。

(準用)

第 200 条 第46条の 5、第46条の 6、第47条の 2 から第49条まで、第50条の 4 から第50条の 8 まで、第50条の10、第50条の11、第 108 条の 4 及び第 129 条の規定は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第 48 条及び第50条の 4 中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは、「介護予防特定施設従業者」と読み替えるものとする。

第 213 条第 4 項中「第 9 条第 2 項」を「第46条の 2 第 2 項」に改める。

第 215 条第 2 項中「受託介護予防サービス事業者は」の次に「指定居宅サービス事業者」を加え、「又は」を「若しくは」に改め、「指定地域密着型介護予防サービス事業者」の次に「又は法第 115 条の45の 3 第 1 項に規定する指定事業者（次項において「指定事業者」という。）」を加え、同条第 3 項中「指定介護予防訪問介護」を「指定訪問介護（指定居宅サービス等基準条例第 5 条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）」、指定通所介護（指定居宅サービス等基準条例第90条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）」に改め、「指定介護予防通所介護」を削り、「指定介護予防認知症対応型通所介護」の次に「並びに法第 115 条の45第 1 項第 1 号イに規定する第 1 号訪問事業（指定事業者により行われるものに限る。以下「指定第 1 号訪問事業」と

いう。)に係るサービス及び同号口に規定する第 1 号通所事業（指定事業者により行われるものに限る。以下「指定第 1 号通所事業」という。）に係るサービス」を加え、同条第 4 項中「指定介護予防訪問介護、指定介護予防訪問看護及び指定介護予防通所介護」を「次に掲げる事業」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 指定訪問介護又は指定第 1 号訪問事業に係るサービス
- (2) 指定通所介護又は指定第 1 号通所事業（機能訓練を行う事業を含むものに限る。）に係るサービス
- (3) 指定介護予防訪問看護

第 216 条第 2 項第 3 号中「第 24 条」を「第 47 条の 3」に改め、同項第 4 号中「第 35 条第 2 項」を「第 50 条の 8 第 2 項」に改め、同項第 5 号中「第 37 条第 2 項」を「第 50 条の 10 第 2 項」に改める。

第 217 条を次のように改める。

(準用)

第 217 条 第 46 条の 5、第 46 条の 6、第 47 条の 2 から第 49 条まで、第 50 条の 4 から第 50 条の 8 まで、第 50 条の 10、第 50 条の 11、第 108 条の 4、第 129 条、第 190 条、第 192 条から第 194 条まで及び第 196 条から第 198 条までの規定は、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第 48 条中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定介護予防特定施設の従業者」と、第 50 条の 4 中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」と、第 50 条の 6 中「指定介護予防訪問入浴介護事業所」とあるのは「指定介護予防特定

施設及び受託介護予防サービス事業所」と、第 192 条第 2 項中「指定介護予防特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、第 196 条第 1 項中「適切な指定介護予防特定施設入居者生活介護」とあるのは「適切な基本サービス」と、同条第 2 項中「指定介護予防特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、同条第 3 項中「指定介護予防特定施設入居者生活介護に」とあるのは「基本サービスに」と読み替えるものとする。

第 230 条第 1 項第 1 号中「第 94 条第 1 項」を「第 108 条の 2 第 1 項」に改め、同条第 2 項第 2 号中「第 20 条第 2 項」を「第 46 条の 13 第 2 項」に改め、同項第 3 号中「第 24 条」を「第 47 条の 3」に改め、同項第 4 号中「第 35 条第 2 項」を「第 50 条の 8 第 2 項」に改め、同項第 5 号中「第 37 条第 2 項」を「第 50 条の 10 第 2 項」に改める。

第 231 条を次のように改める。

(準用)

第 231 条 第 46 条の 2 から第 46 条の 13 まで、第 47 条の 2、第 47 条の 3、第 49 条、第 50 条の 5 から第 50 条の 11 まで並びに第 108 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定は、指定介護予防福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第 46 条の 2 第 1 項中「第 50 条」とあるのは「第 225 条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第 46 条の 4 中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。）」、取り扱う福祉用具の種目」と、第 46 条の 8 第 2 項中「指導」とあるのは「相談又は助言」と、第 46 条の 12 中「介護予防訪問入浴介護従業

者」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第46条の13第1項中「提供日及び内容」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第47条の2中「内容」とあるのは「種目、品名」と、第108条の2第2項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「従業者」と、同項ただし書中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と読み替えるものとする。

第242条第1項中「第94条第1項」を「第108条の2第1項」に改め、同条第2項第2号中「第24条」を「第47条の3」に改め、同項第3号中「第35条第2項」を「第50条の8第2項」に改め、同項第4号中「第37条第2項」を「第50条の10第2項」に改める。

第243条を次のように改める。

(準用)

第243条 第46条の2から第46条の8まで、第46条の10から第46条の12まで、第47条の3、第49条、第50条の3、第50条の5から第50条の11まで、第108条の2第1項及び第2項、第225条から第227条まで並びに第229条の規定は、指定特定介護予防福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第46条の2第1項中「第50条」とあるのは「第243条において準用する第225条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第46条の4中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。）」、取り扱う特定介護予防福祉用具の種目」と、第46条の8第2項中「指導」とあるのは「相談又は助言」と、第46条の12中「介護予防訪問入浴介護従業者」と

あるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第50条の3第1項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「従業者」と、同条第2項中「指定介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備」とあるのは「設備」と、第108条の2第2項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「従業者」と、同項ただし書中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、第225条第4号中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と、第226条第1項及び第227条中「福祉用具」とあるのは「特定介護予防福祉用具」と、第229条第2項中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と読み替えるものとする。

附則第4項中「第39条、」及び「、第98条」を削る。

(横浜市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例の一部改正)

第5条 横浜市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第79号）の一部を次のように改正する。

第46条第1項ただし書中「若しくは同一敷地内」を「、同一敷地内」に改め、「含む。）」の次に「若しくは介護予防・日常生活支援総合事業（第1号介護予防支援事業を除く。）」を加える。

(横浜市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営、指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に

関する条例の一部改正)

第 6 条 横浜市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営、指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例（平成26年 9 月横浜市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第33条第12号中「介護予防訪問介護計画」を「介護予防訪問看護計画書」に、「第41条第 2 号」を「第68条第 2 号」に改め、同条第13号中「介護予防訪問介護計画等」を「介護予防訪問看護計画書等」に改め、同条第16号イ中「指定介護予防通所介護事業所（指定介護予防サービス等基準条例第89条第 1 項に規定する指定介護予防通所介護事業所をいう。）又は」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「整備法」という。）附則第11条又は第14条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされた整備法第 5 条の規定（整備法附則第 1 条第 3 号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「旧法」という。）第53条第 1 項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第 8 条の 2 第 2 項に規定する介護予防訪問介護（以下「旧指定介護予防訪問介護」という。）については、次に掲げる規定はなおその効力を有する。

- (1) 第 2 条の規定による改正前の横浜市指定居宅サービスの事業の人員、設備、運営等の基準に関する条例（以下「旧指定居宅サービス等基準条例」という。）第 6 条第 2 項及び第 6 項並びに第 8 条第 2 項の規定
 - (2) 第 3 条の規定による改正前の横浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等の基準等に関する条例（以下「旧指定地域密着型サービス基準等条例」という。）第 7 条第 2 項の規定
 - (3) 第 4 条の規定による改正前の横浜市指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例（以下「旧指定介護予防サービス等基準条例」という。）第 5 条から第 42 条まで及び附則第 4 項（第 39 条に係る部分に限る。）の規定
 - (4) 第 6 条の規定による改正前の横浜市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営、指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例（以下「旧指定介護予防支援等基準条例」という。）第 33 条第 12 号及び第 13 号の規定
- 3 前項第 3 号の規定によりなおその効力を有するものとされた旧指定介護予防サービス等基準条例第 6 条第 2 項及び第 6 項並びに第 8 条第 2 項の規定は、旧指定介護予防訪問介護の事業を行う者が介護保険法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号イに規定する第 1 号訪問事業（旧指定介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る同法第 115 条の 45 の 3 第 1 項に規定す

る指定事業者（以下「指定事業者」という。）の指定を併せて受けている場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる旧指定介護予防サービス等基準条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 6 条第 2 項	指定訪問介護事業者をいう。 以下同じ。)	指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。)又は法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業（前条に規定する指定介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。以下同じ。)に係る指定事業者（法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者をいう。以下同じ。)
	以下同じ。)の事業	以下同じ。)の事業又は当該第1号訪問事業
	及び指定訪問介護	、指定訪問介護及び当該第1号訪問事業
第 6 条第 6 項	関する基準を	関する基準を、指定介護予防訪問介護事業者が第1号訪問事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問介護の事業と当該第1号訪問事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市町村の定める当該第1号訪問事業の人員に関する基準を
第 8 条第 2 項	関する基準を	関する基準を、指定介護

		<p>予防訪問介護事業者が第 1 号訪問事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問介護の事業と当該第 1 号訪問事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市町村の定める当該第 1 号訪問事業の設備に関する基準を</p>
--	--	---

4 旧法第53条第 1 項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第 8 条の 2 第 7 項に規定する介護予防通所介護（以下「旧指定介護予防通所介護」という。）については、次に掲げる規定はなおその効力を有する。

- (1) 第 1 条の規定による改正前の横浜市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例第46条第12項の規定
- (2) 旧指定居宅サービス等基準条例第91条第 1 項第 3 号及び第 8 項並びに第93条第 5 項の規定
- (3) 旧指定地域密着型サービス基準等条例第 153 条第13項の規定
- (4) 旧指定介護予防サービス等基準条例第 9 条から第18条まで、第20条、第22条、第24条、第25条、第31条から第36条まで、第38条及び第49条（これらの規定を旧指定介護予防サービス等基準条例第99条において準用する場合に限る。）並びに第88条から第 103 条まで並びに附則第 4 項（第98条に係る部分に限る。）の規定
- (5) 旧指定介護予防支援等基準条例第33条第16号イの規定

5 前項第 4 号の規定によりなおその効力を有するものとされた旧

指定介護予防サービス等基準条例第89条第1項第3号及び第8項並びに第91条第5項の規定は、旧指定介護予防通所介護の事業を行う者が介護保険法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業（旧指定介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る指定事業者の指定を併せて受けている場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる旧指定介護予防サービス等基準条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第89条第1項第3号	指定通所介護事業者をいう。 以下同じ。)	指定通所介護事業者をいう。以下同じ。)又は法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業（前条に規定する指定介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。以下同じ。）に係る指定事業者（法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者をいう。以下同じ。)
	以下同じ。)の事業	以下同じ。)の事業又は当該第1号通所事業
	及び指定通所介護	、指定通所介護及び当該第1号通所事業
第89条第8項	関する基準を	関する基準を、指定介護予防通所介護事業者が第1号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の

		事業所において一体的に運営されている場合については、市町村の定める当該第 1 号通所事業の人員に関する基準を
第91条第 5 項	関する基準を	関する基準を、指定介護予防通所介護事業者が第 1 号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所介護の事業と当該第 1 号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市町村の定める当該第 1 号通所事業の設備に関する基準を

- 6 整備法附則第13条の規定により指定を受けたものとみなされた者に係る第 4 条の規定による改正後の横浜市指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例（以下「新指定介護予防サービス等基準条例」という。）の適用については、新指定介護予防サービス等基準条例第 215 条第 2 項中「指定事業者（）」とあるのは、「指定事業者（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第13条の規定により指定を受けたものとみなされた者を含む。」とする。
- 7 旧指定介護予防訪問介護を行う事業者又は旧指定介護予防通所介護を行う事業者が受託介護予防サービス事業者（横浜市指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定介護予防サー

ビスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例第 208 条に規定する受託介護予防サービス事業者をいう。

）となる場合の新指定介護予防サービス等基準条例の規定の適用については、新指定介護予防サービス等基準条例第 215 条第 2 項中「指定介護予防サービス事業者」とあるのは「指定介護予防サービス事業者、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第11条又は第14条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第 5 条の規定（同法附則第 1 条第 3 号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の法（以下「旧法」という。）第53条第 1 項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第 8 条の 2 第 2 項に規定する介護予防訪問介護（次項及び第 4 項において「旧指定介護予防訪問介護」という。）の事業を行う者、当該指定介護予防サービスに該当する旧法第 8 条の 2 第 7 項に規定する介護予防通所介護（次項及び第 4 項において「旧指定介護予防通所介護」という。）の事業を行う者」と、同条第 3 項中「指定通所介護をいう。以下同じ。）」とあるのは「指定通所介護をいう。以下同じ。）、旧指定介護予防訪問介護」と、「指定介護予防訪問リハビリテーション」とあるのは「指定介護予防訪問リハビリテーション、旧指定介護予防通所介護」と、同条第 4 項第 1 号中「指定訪問介護」とあるのは「指定訪問介護若しくは旧指定介護予防訪問介護」と、同項第 2 号中「指定通所介護」とあるのは「指定通所介護若しくは旧指定介護予防通所介護」とする。

提 案 理 由

介護保険法施行規則等の一部を改正する省令の制定に伴い、関係規定の整備を図るため、横浜市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する必要があるので提案する。

参 考

横浜市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現 行）

（職員の配置の基準）

第46条 （第1項から第10項まで省略）

- 11 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームに横浜市指定居宅サービスの事業の人員、設備、運営等の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第76号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第135条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業所又は横浜市指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第78号——以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。）第117条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。）が併設される場合においては、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については、当該ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。
- 12 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームに指定居宅サービス等基準条例第91条第1項に規定する指定通所介護事業所——若しくは指定介護予防サービス等基準条例第89条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等又は横浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等の基準等

に関する条例（平成 24 年 12 月横浜市条例第 77 号。以下「指定地域密着型サービス基準等条例」という。）第 62 条第 1 項に規定する併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは横浜市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例（平成 24 年 12 月横浜市条例第 79 号。以下「指定地域密着型介護予防サービス等基準条例」という。）第 6 条第 1 項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員その他の従業者については、当該ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

（第 13 項から第 15 項まで省略）

横浜市指定居宅サービスの事業の人員、設備、運営等の
基準に関する条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現行）

（訪問介護員等の員数）

第 6 条 （第 1 項省略）

- 2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち、利用者（当該指定訪問介護事業者が 法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号イに規定する第 1 号訪問事業（地域における 予防訪問介護事業者（横浜市指定介護予防サービスの事業の人員

医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等、設備及び運営、指定介護予防サービスに係る介護予防の
に関する法律（平成 26 年法律第 83 号）第 5 条による改正前の法（
効果的な支援の方法等の基準に関する条例（平成 24 年 12 月横浜市
以下「旧法」という。）第 8 条の 2 第 2 項に規定する介護予防訪
問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係
る法第 115 条の 45 の 3 第 1 項に規定する指定事業者（以下「指定
以下同じ。）

事業者」という。）の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護の
事業と 当該第 1 号訪問事業
指定介護予防訪問介護（指定介護予防サービス等基準条例

第 5 条に規定する指定介護予防訪問介護をいう。以下同じ。）の
事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあ

っては、当該事業所における指定訪問介護及び 当該第 1 号訪問事
指定介護予防訪問
業の利用者。以下この条において同じ。）の数が 40 又はその端
介護の

数を増すごとに 1 以上の者をサービス提供責任者としなければな
らない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数につ
いては、利用者の数に応じて常勤換算方法によることができる。

（第 3 項から第 5 項まで省略）

- 6 指定訪問介護事業者が 第 2 項に規定する第 1 号訪問事業に係る
指定介護予防訪問介護事業者
指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護の事業と 当
指
該第 1 号訪問事業
指定介護予防訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運
営されている場合については、市町村の定める当該第 1 号訪問事
指定介護予防サービス等基準条例
業の人員に関する基準を満た
第 6 条第 1 項から第 5 項までに規定する
すことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみ
なすことができる。

（設備及び備品等）

第 8 条 （第 1 項省略）

- 2 指定訪問介護事業者が 第 6 条第 2 項に規定する第 1 号訪問事業
指定介護予防訪問介護事業者

に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護の事業と当該第 1 号訪問事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市町村の定める当該第 1 号指定介護予防サービス等基
訪問事業の設備に関する基準を満たすことを準条例第 8 条第 1 項に規定するもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(従業者の員数)

第 44 条 (第 1 項及び第 2 項省略)

- 3 指定訪問入浴介護事業者が指定介護予防訪問入浴介護事業者(横浜市指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定介護予防サービス等基準条例
介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例(平成 24 年 12 月横浜市条例第 78 号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。)第 44 条第 1 項に規定する指定介護予防訪問入浴介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定訪問入浴介護の事業と指定介護予防訪問入浴介護(指定介護予防サービス等基準条例第 43 条に規定する指定介護予防訪問入浴介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第 44 条第 1 項及び第 2 項に規定する人員に関する基準を満たすことに加え、介護職員を 1 人置くことをもって、前 2 項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(従業者の員数)

第 91 条 指定通所介護の事業を行う者(以下「指定通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定通所介護事業

所」という。) ごとに置くべき従業者(以下「通所介護従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。

(第1号及び第2号省略)

- (3) 介護職員 指定通所介護の単位ごとに、当該指定通所介護を提供している時間帯に介護職員(専ら当該指定通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計を当該指定通所介護を提供している時間数(次項において「提供単位時間数」という。)で除して得た数が利用者(当該指定通所介護事業者が法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業(旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に相当基準条例第89条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業者とするものとして市町村が定めるものに限る。)に係る指定事業をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と当該第1号通所事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定通所介護及び当該第1号通所事業の指定介護予防通所介護の利用者。以下この節及び次節において同じ。)の数が15人までの場合にあつては1以上、15人を超える場合にあつては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

(第4号及び第2項から第7項まで省略)

- 8 指定通所介護事業者が第1項第3号に規定する第1号通所事業(指定介護予防通所介護事業者)に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と当該第1号通所事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市町村の定める当該第1号指定介護予防サービス等基

通所事業の 標準条例第 89 条第 1 項から第 7 項までに規定する 人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(第 9 項省略)

(設備及び備品等)

第 93 条 (第 1 項から第 4 項まで省略)

- 5 指定通所介護事業者が 第 91 条第 1 項第 3 号に規定する第 1 号通
指定介護予防通所介護事業者
所事業に係る指定事業者 の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と 当該第 1 号通所事業
指定介護予防通所介護の事業 とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市町村の定める当該
指定介護予防サービ
第 1 号通所事業の
ス等標準条例第 91 条第 1 項から第 3 項までに規定する 設備に関する基準を満たすことをもって、第 1 項から第 3 項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

横浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等の基準等に関する条例 (抜粋)

(上段 改正案)
(下段 現 行)

(定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数)

第 7 条 (第 1 項省略)

- 2 オペレーターは、看護師、介護福祉士その他指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準 (平成 18 年厚生労働省令第 34 号。以下「省令」という。) の規定により厚生労働大臣が定める者 (以下この章において「看護師、介護福祉士等」という。) をもって充てなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合であって、提供時間帯を通じて、看護師、介

護福祉士等又は第1項第4号アの看護職員との連携を確保しているときは、サービス提供責任者（横浜市指定居宅サービスの事業の人員、設備、運営等の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第76号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第6条第2項のサービス提供責任者~~又は横浜市指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第78号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。）~~第6条第2項のサービス提供責任者^{をいう。}以下同じ。）の業務に3年以上従事した経験を有する者をもって充てることができる。

（第3項から第12項まで省略）

（管理者）

第84条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務~~、同一敷地内~~^{若しくは同一敷地内}の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事

業に係る職務を含む。) 若しくは介護予防・日常生活支援総合事業(第1号介護予防支援事業を除く。)に従事することができるものとする。

(第2項及び第3項省略)

(従業者の員数)

第 153 条 (第1項から第11項まで省略)

12 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設に指定短期入所生活介護事業所又は 横浜市指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例(平成24年12月横浜市条例第78号) 第117条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所(以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。)が併設される場合においては、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については、当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

13 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所(指定居宅サービス等基準条例第91条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。) 若しくは指定介護予防サービス等基準条例第89条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス等基準条例第6条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当

該併設される事業所の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員については、当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(第14項から第17項まで省略)

横浜市指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例(抜粋)

(上段 改正案
下段 現行)

目次

(第1章及び第2章省略)

第3章 削除 介護予防訪問介護

第1節 基本方針(第5条)

第2節 人員に関する基準(第6条・第7条)

第3節 設備に関する基準(第8条)

第4節 運営に関する基準(第9条—第39条)

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
(第40条—第42条)

第4章 介護予防訪問入浴介護

(第1節から第3節まで省略)

第4節 運営に関する基準(第46条の2—第52条)
第47条

(第5節及び第5章から第7章まで省略)

第8章 削除 介護予防通所介護

第 1 節 基本方針（第 88 条）

第 2 節 人員に関する基準（第 89 条・第 90 条）

第 3 節 設備に関する基準（第 91 条）

第 4 節 運営に関する基準（第 92 条—第 99 条）

第 5 節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（
第 100 条—第 103 条）

第 9 章 介護予防通所リハビリテーション

（第 1 節から第 3 節まで省略）

第 4 節 運営に関する基準（~~第 106 条の 2~~—第 111 条）
第 107 条

（第 5 節及び第 10 章から附則まで省略）

第 3 章 削除
介護予防訪問介護

第 5 条から第 42 条まで 削除

第 1 節 基本方針

第 5 条 指定介護予防サービスに該当する地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号）第 5 条の規定による改正前の法（以下「平成 26 年旧介護保険法」という。）第 8 条の 2 第 2 項に規定する介護予防訪問介護（以下「指定介護予防訪問介護」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第 2 節 人員に関する基準

(訪問介護員等の員数)

第6条 指定介護予防訪問介護の事業を行う者（以下「指定介護予防訪問介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防訪問介護事業所」という。）ごとに置くべき訪問介護員等（指定介護予防訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条第1項に規定する者をいう。以下同じ。）の員数は、常勤換算方法で、2.5以上とする。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち、利用者（当該指定介護予防訪問介護事業者が指定訪問介護事業者（横浜市指定居宅サービスの事業の人員、設備、運営等の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第76号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第6条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問介護の事業と指定訪問介護（指定居宅サービス等基準条例第5条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定介護予防訪問介護及び指定訪問介護の利用者。以下この条において同じ。）の数が40又はその端数を増すごとに1以上の者をサービス提供責任者としなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、利用者の数に応じて常勤換算方法によることができる。

3 前項及び第5項の利用者の数は、当該月の前3月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

- 4 第 2 項及び次項のサービス提供責任者は、介護福祉士その他指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 35 号。以下「省令」という。）の規定により厚生労働大臣が定める者であって、専ら指定介護予防訪問介護に従事するものをもって充てなければならない。ただし、利用者に対する指定介護予防訪問介護の提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（横浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等の基準等に関する条例（平成 24 年 12 月横浜市条例第 77 号。以下「指定地域密着型サービス基準等条例」という。）第 7 条第 1 項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。）又は指定夜間対応型訪問介護事業所（指定地域密着型サービス基準等条例第 48 条第 1 項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。）に従事することができる。
- 5 第 2 項の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を 3 以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を 1 以上配置している指定介護予防訪問介護事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあっては、当該指定介護予防訪問介護事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が 50 又はその端数を増すごとに 1 以上とすることができる。
- 6 指定介護予防訪問介護事業者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問介護の事業と指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合につ

いては、指定居宅サービス等基準条例第6条第1項から第5項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第7条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防訪問介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節 設備に関する基準

第8条 指定介護予防訪問介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定介護予防訪問介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 指定介護予防訪問介護事業者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問介護の事業と指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第8条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第9条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第27条に規定する運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制

その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について当該利用申込者の同意を文書により得なければならない。

- 2 指定介護予防訪問介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第 5 項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防訪問介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるものの

ア 指定介護予防訪問介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定介護予防訪問介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定介護予防訪問介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

- (2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法
- 3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならぬ。
- 4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定介護予防訪問介護事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。
- 5 指定介護予防訪問介護事業者は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
- (1) 第2項各号に規定する方法のうち指定介護予防訪問介護事業者が使用するもの
- (2) ファイルへの記録の方式
- 6 前項の規定による承諾を得た指定介護予防訪問介護事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限り

でない。

(提供拒否の禁止)

第 10 条 指定介護予防訪問介護事業者は、正当な理由なく指定介護
予防訪問介護の提供を拒んではない。

(サービス提供困難時の対応)

第 11 条 指定介護予防訪問介護事業者は、当該指定介護予防訪問介
護事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に当該サ
ービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申
込者に対し自ら適切な指定介護予防訪問介護を提供することが困
難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事
業を行う者（以下「介護予防支援事業者」という。）への連絡、
適当な他の指定介護予防訪問介護事業者等の紹介その他の必要な
措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第 12 条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の
提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって
、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を
確かめるものとする。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、前項の被保険者証に、認定審
査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮し
て、指定介護予防訪問介護を提供するように努めなければなら
ない。

(要支援認定の申請に係る援助)

第 13 条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の
提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者につい

ては、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

- 2 指定介護予防訪問介護事業者は、介護予防支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。

（心身の状況等の把握）

第14条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議（横浜市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営、指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例（平成26年9月横浜市条例第52号。以下「指定介護予防支援等基準条例」という。）第33条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

（介護予防支援事業者等との連携）

第15条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護を提供するに当たっては、介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(介護予防サービス費の支給を受けるための援助)

第 16 条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号。以下「施行規則」という。）第 83 条の 9 各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画（法第 8 条の 2 第 16 項に規定する介護予防サービス計画をいう。以下同じ。）の作成を介護予防支援業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、介護予防サービス費の支給を受けることができる旨を説明すること、介護予防支援事業者に関する情報を提供することその他の介護予防サービス費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。

(介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供)

第 17 条 指定介護予防訪問介護事業者は、介護予防サービス計画（施行規則第 83 条の 9 第 1 号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。）が作成されている場合は、当該介護予防サービス計画に沿った指定介護予防訪問介護を提供しなければならない。

(介護予防サービス計画等の変更の援助)

第 18 条 指定介護予防訪問介護事業者は、利用者が介護予防サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援

事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第19条 指定介護予防訪問介護事業者は、訪問介護員等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第20条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護を提供した際には、当該指定介護予防訪問介護の提供日及び内容、当該指定介護予防訪問介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額その他必要な事項を、当該利用者の介護予防サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護を提供した際には、提供した具体的な指定介護予防訪問介護の内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を当該利用者に対して提供しなければならない。

(利用料等の受領)

第21条 指定介護予防訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防訪問介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防訪問介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防訪問介護事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるとする。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防訪問介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定介護予防訪問介護事業者は、前 2 項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定介護予防訪問介護を行う場合は、それに要した交通費の額の支払を当該利用者から受けることができる。

4 指定介護予防訪問介護事業者は、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前項の交通費について説明を行い、当該利用者の同意を文書により得なければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第 22 条 指定介護予防訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定介護予防訪問介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を当該利用者に対して交付しなければならない。

(家族に対するサービス提供の禁止)

第 23 条 指定介護予防訪問介護事業者は、訪問介護員等に、その家族である利用者に対する指定介護予防訪問介護の提供をさせてはならない。

(利用者に関する市町村への通知)

第 24 条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護を受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、

意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

- (1) 正当な理由なしに指定介護予防訪問介護の利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき、又は要介護状態になったと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(緊急時等の対応)

第25条 訪問介護員等は、現に指定介護予防訪問介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(管理者及びサービス提供責任者の責務)

第26条 指定介護予防訪問介護事業所の管理者は、当該指定介護予防訪問介護事業所の従業者及び業務の管理を、一元的に行わなければならない。

2 指定介護予防訪問介護事業所の管理者は、当該指定介護予防訪問介護事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

3 サービス提供責任者（第6条第2項に規定するサービス提供責任者をいう。以下この章において同じ。）は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 指定介護予防訪問介護の利用の申込みに係る調整をすること。
- (2) 利用者の状態の変化や指定介護予防訪問介護に関する意向を定期的に把握すること。

- (3) サービス担当者会議への出席等介護予防支援事業者等との連携に関すること。
- (4) 訪問介護員等（サービス提供責任者を除く。以下この条において同じ。）に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。
- (5) 訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。
- (6) 訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理を実施すること。
- (7) 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施すること。
- (8) その他指定介護予防訪問介護の内容の管理について必要な業務を実施すること。

（運営規程）

第 27 条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定介護予防訪問介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) その他運営に関する重要事項

（介護等の総合的な提供）

第 28 条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の

事業の運営に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事（以下この条において「介護等」という。）を常に総合的に提供するものとし、介護等のうち特定の支援に偏することがあってはならない。

（勤務体制の確保等）

第29条 指定介護予防訪問介護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防訪問介護を提供できるよう、指定介護予防訪問介護事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定め、これを記録しておかなければならない。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所ごとに、当該指定介護予防訪問介護事業所の訪問介護員等によって指定介護予防訪問介護を提供しなければならない。

3 指定介護予防訪問介護事業者は、当該指定介護予防訪問介護事業所の従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

（衛生管理等）

第30条 指定介護予防訪問介護事業者は、当該指定介護予防訪問介護事業所の訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

（掲示）

第31条 指定介護予防訪問介護事業者は、当該指定介護予防訪問介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、訪問介護員等の勤

務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持等)

第 32 条 指定介護予防訪問介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、当該指定介護予防訪問介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 指定介護予防訪問介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得ておかなければならない。

(広告)

第 33 条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止)

第 34 条 指定介護予防訪問介護事業者は、介護予防支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理)

第 35 条 指定介護予防訪問介護事業者は、提供した指定介護予防訪

問介護に係る利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、当該苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定介護予防訪問介護事業者は、提供した指定介護予防訪問介護に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定介護予防訪問介護事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を当該市町村に報告しなければならない。

5 指定介護予防訪問介護事業者は、提供した指定介護予防訪問介護に係る利用者又はその家族からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

6 指定介護予防訪問介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を当該国民健康保険

団体連合会に報告しなければならない。

(地域との連携)

第 36 条 指定介護予防訪問介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防訪問介護に関する利用者又はその家族からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第 37 条 指定介護予防訪問介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定介護予防訪問介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第 38 条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防訪問介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(記録の整備)

第 39 条 指定介護予防訪問介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、当該記録のうち次に掲げる記録をその完結の日から 5 年間保存しなければならない。

- (1) 第29条第1項に規定する従業者の勤務の体制についての記録
- (2) 介護予防サービス費の請求に関して国民健康保険団体連合会
に提出したものの写し

2 指定介護予防訪問介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、第1号の記録についてはその完結の日から5年間、第2号から第5号までの記録についてはその完結の日から2年間保存しなければならない。

- (1) 第20条第2項に規定する提供した具体的な指定介護予防訪問介護の内容等の記録
- (2) 第24条に規定する市町村への通知に係る記録
- (3) 第35条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (4) 第37条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (5) 第41条第2号に規定する介護予防訪問介護計画

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定介護予防訪問介護の基本取扱方針)

第40条 指定介護予防訪問介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、自らその提供する指定介護予防訪問介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

3 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするもの

であることを常に意識して指定介護予防訪問介護の提供に当たらなければならない。

4 指定介護予防訪問介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法による指定介護予防訪問介護の提供に努めなければならない。

5 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(指定介護予防訪問介護の具体的取扱方針)

第 41 条 訪問介護員等の行う指定介護予防訪問介護の方針は、第 5 条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。

(2) サービス提供責任者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防訪問介護の目標、当該目標を達成するための具体的な指定介護予防訪問介護の内容、指定介護予防訪問介護の提供を行う期間等を記載した計画（以下「介護予防訪問介護計画」という。）を作成するものとする。

(3) 介護予防訪問介護計画は、既に介護予防サービス計画が作成

されている場合は、当該介護予防サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。

(4) サービス提供責任者は、介護予防訪問介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を文書により得なければならない。

(5) サービス提供責任者は、介護予防訪問介護計画を作成した際には、当該介護予防訪問介護計画を当該利用者に交付しなければならない。

(6) 指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、介護予防訪問介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。

(7) 指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、指定介護予防訪問介護の提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

(8) 指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもって指定介護予防訪問介護の提供を行うものとする。

(9) サービス提供責任者は、介護予防訪問介護計画に基づく指定介護予防訪問介護の提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該介護予防訪問介護計画に係る利用者の状態、当該利用者に対する指定介護予防訪問介護の提供の状況等について、当該指定介護予防訪問介護の提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告するとともに、当該介護予防訪問介護計画に記載した指定介護予防訪問介護の提供を

行う期間が終了するまでに、少なくとも 1 回は、当該介護予防訪問介護計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。

(10) サービス提供責任者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該指定介護予防訪問介護の提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告しなければならない。

(11) サービス提供責任者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防訪問介護計画の変更を行うものとする。

(12) 第 1 号から第 10 号までの規定は、前号に規定する介護予防訪問介護計画の変更について準用する。

（指定介護予防訪問介護の提供に当たっての留意点）

第 42 条 指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

(1) 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供に当たり、介護予防支援におけるアセスメント（指定介護予防支援等基準条例第 33 条第 7 号に規定するアセスメントをいう。以下同じ。）において把握された課題、指定介護予防訪問介護の提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟な指定介護予防訪問介護の提供に努めること。

(2) 指定介護予防訪問介護事業者は、自立支援の観点から、利用者が、可能な限り、自ら家事等を行うことができるよう配慮するとともに、利用者の家族、地域の住民による自主的な取組等による支援、他の福祉サービスの利用の可能性についても考慮

しなければならないこと。

(従業員の員数)

第44条 (第1項及び第2項省略)

- 3 指定介護予防訪問入浴介護事業者が指定訪問入浴介護事業者 (横浜市指定居宅サービスの事業の人員、設備、運営等の基準に関指定居宅サービス等基準条例第44条第1項にする条例 (平成24年12月横浜市条例第76号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。) 第44条第1項に規定する指定訪問入浴介護事業者をいう。以下同じ。) の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問入浴介護の事業と指定訪問入浴介護 (指定居宅サービス等基準条例第43条に規定する指定訪問入浴介護をいう。以下同じ。) の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第44条第1項及び第2項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(内容及び手続の説明及び同意)

第46条の2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第50条に規定する運営規程の概要、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について当該利用申込者の同意を文書により得なければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代

えて、第 5 項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 指定介護予防訪問入浴介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定介護予防訪問入浴介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定介護予防訪問入浴介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したも

のを交付する方法

3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならぬ。

4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定介護予防訪問入浴介護事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち指定介護予防訪問入浴介護事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

6 前項の規定による承諾を得た指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第46条の3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、正当な理由なく

指定介護予防訪問入浴介護の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第 46 条の 4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防訪問入浴介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業を行う者（以下「介護予防支援事業者」という。）への連絡、適当な他の指定介護予防訪問入浴介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第 46 条の 5 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確かめるものとする。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護予防訪問入浴介護を提供するように努めなければならない。

(要支援認定の申請に係る援助)

第 46 条の 6 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わ

なければならない。

- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。

（心身の状況等の把握）

- 第46条の7 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議（横浜市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営、指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例（平成26年9月横浜市条例第52号。以下「指定介護予防支援等基準条例」という。）第33条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

（介護予防支援事業者等との連携）

- 第46条の8 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を提供するに当たっては、介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な

指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(介護予防サービス費の支給を受けるための援助)

第 46 条の 9 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号。以下「施行規則」という。）第 83 条の 9 各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画（法第 8 条の 2 第 16 項に規定する介護予防サービス計画をいう。以下同じ。）の作成を介護予防支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、介護予防サービス費の支給を受けることができる旨を説明すること、介護予防支援事業者に関する情報を提供することその他の介護予防サービス費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。

(介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供)

第 46 条の 10 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防サービス計画（施行規則第 83 条の 9 第 1 号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。）が作成されている場合は、当該介護予防サービス計画に沿った指定介護予防訪問入浴介護を提供しなければならない。

(介護予防サービス計画等の変更の援助)

第 46 条の 11 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者が介護予防サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない

ない。

(身分を証する書類の携行)

第46条の12 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第46条の13 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を提供した際には、当該指定介護予防訪問入浴介護の提供日及び内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額その他必要な事項を、当該利用者の介護予防サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を提供した際には、提供した具体的な指定介護予防訪問入浴介護の内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を当該利用者に対して提供しなければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第47条の2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定介護予防訪問入浴介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を当該利用者に対して交付しなければならない。

（利用者に関する市町村への通知）

第 47 条の 3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

- (1) 正当な理由なしに指定介護予防訪問入浴介護の利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき、又は要介護状態になったと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

（勤務体制の確保等）

第 50 条の 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防訪問入浴介護を提供できるよう、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに、従業員の勤務の体制を定め、これを記録しておかなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の介護予防訪問入浴介護従業者によって指定介護予防訪問入浴介護を提供しなければならない。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

（衛生管理等）

第 50 条の 3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の介護予防訪問入浴介護従業者の清潔の保

持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の指定介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

(掲 示)

- 第50条の4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘 密 保 持 等)

- 第50条の5 指定介護予防訪問入浴介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

- 3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得ておかななければならない。

(広 告)

- 第50条の6 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所について広告をする場合においては、その内容

が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止)

第 50 条の 7 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理)

第 50 条の 8 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、提供した指定介護予防訪問入浴介護に係る利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、当該苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、提供した指定介護予防訪問入浴介護に関し、法第 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を当該市町村に報告しなければならない。

5 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、提供した指定介護予防訪問入浴介護に係る利用者又はその家族からの苦情に関して国民健

康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

- 6 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を当該国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

（地域との連携）

第50条の9 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防訪問入浴介護に関する利用者又はその家族からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

（事故発生時の対応）

第50条の10 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

- 3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は

、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第 50 条の 11 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防訪問入浴介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(記録の整備)

第 51 条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、当該記録のうち次に掲げる記録をその完結の日から 5 年間保存しなければならない。

- (1) 第 50 条の 2 第 1 項
次条において準用する第 29 条第 1 項
の体制についての記録

(第 2 号省略)

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、第 1 号の記録についてはその完結の日から 5 年間、第 2 号から第 4 号までの記録についてはその完結の日から 2 年間保存しなければならない。

- (1) 第 46 条の 13 第 2 項
次条において準用する第 20 条第 2 項
的な指定介護予防訪問入浴介護の内容等の記録
- (2) 第 47 条の 3
次条において準用する第 24 条
る記録
- (3) 第 50 条の 8 第 2 項
次条において準用する第 35 条第 2 項
の記録
- (4) 第 50 条の 10 第 2 項
次条において準用する第 37 条第 2 項

び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第52条 削除
 第9条から第20条まで、第22条、第24条及び第29条から第38条までの規定は、指定介護予防訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防訪問入浴介護従業者」と、第9条第1項中「第27条」とあるのは「第50条」と、第30条第2項中「設備」とあるのは「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備」と読み替えるものとする。

(記録の整備)

第65条 指定介護予防訪問看護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、当該記録のうち次に掲げる記録をその完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 次条において準用する 第50条の2第1項
第29条第1項に規定する従業者の勤務の体制についての記録

(第2号省略)

2 指定介護予防訪問看護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、第1号の記録についてはその完結の日から5年間、第2号から第7号までの記録についてはその完結の日から2年間保存しなければならない。

- (1) 次条において準用する 第46条の13第2項
第20条第2項に規定する提供した具体的な指定介護予防訪問看護の内容等の記録
- (2) 次条において準用する 第47条の3
第24条に規定する市町村への通知に係る記録

- (3) 次条において準用する 第50条の8第2項
第35条第2項に規定する苦情の内

容等の記録

- (4) 次条において準用する第 50 条の 10 第 2 項
第 37 条 第 2 項に規定する事故の状

況及び事故に際して採った処置についての記録

(第 5 号から第 7 号まで省略)

(準用)

第 66 条 第 46 条の 2、第 46 条の 3、第 46 条の 5 から第 46 条の 7 まで
第 9 条、第 10 条、第 12 条から第 14 条まで、第 16 条から第 20
、第 46 条の 9 から第 46 条の 13 まで、第 47 条の 2、第 47 条の 3、第
条まで、第 22 条、第 24 条、第 29 条から第 38 条まで及び第 49 条の規
定は、指定介護予防訪問看護の事業について準用する。この場合
訪問看護の事業について準用する。この場合において、これらの
において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「看護師
規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「看護師等」
等」と、第 9 条第 1 項中「第 27 条」とあるのは「第 64 条」と、第
と、第 46 条の 2 第 1 項中「第 50 条」とあるのは「第 64 条」と、第
14 条中「の状況」とあるのは「の状況、病歴」と読み替えるもの
46 条の 7 中「の状況」とあるのは「の状況、病歴」と、第 50 条の
とする。

3 第 2 項中「指定介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設
備」とあるのは「設備」と読み替えるものとする。

(記録の整備)

第 75 条 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、従業者、
設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、当該記録のうち次
に掲げる記録をその完結の日から 5 年間保存しなければならない
。

- (1) 次条において準用する第 50 条の 2 第 1 項
第 29 条 第 1 項に規定する従業者の

勤務の体制についての記録

(第 2 号省略)

2 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、利用者に対す
る指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に関する次に掲げ
る記録を整備し、第 1 号の記録についてはその完結の日から 5 年

間、第2号から第5号までの記録についてはその完結の日から2年間保存しなければならない。

- (1) 次条において準用する第46条の13第2項に規定する提供した具体的な指定介護予防訪問リハビリテーションの内容等の記録
 - (2) 次条において準用する第47条の3に規定する市町村への通知に係る記録
 - (3) 次条において準用する第50条の8第2項に規定する苦情の内容等の記録
 - (4) 次条において準用する第50条の10第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (第5号省略)

(準用)

第76条 第46条の2から第46条の7まで、第46条の9から第46条の第9条から第14条まで、第16条から第20条まで、第22条、13まで、第47条の2、第47条の3、第49条、第50条の2から第50第24条、第29条から第32条まで、第34条から第38条まで、第49条条の5まで、第50条の7から第50条の11まで及び第60条の規定は及び第60条の規定は、指定介護予防訪問リハビリテーションの事、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業について準用する業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従介護員等」とあるのは「理学療法士等」と、第9条第1項中「第業者」とあるのは「理学療法士等」と、第46条の2第1項中「第27条」とあるのは「第74条」と、第14条中「の状況」とあるのは50条」とあるのは「第74条」と、第46条の7中「の状況」とある「の状況、病歴」と読み替えるものとする。
のは「の状況、病歴」と、第50条の3第2項中「指定介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備」とあるのは「設備」と読み替えるものとする。

(記録の整備)

第84条 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、当該記録のうち次に掲げ

る記録をその完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 次条において準用する第50条の2第1項に規定する従業者の
第29条第1項
勤務の体制についての記録

(第2号省略)

- 2 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、利用者に対する指定
介護予防居宅療養管理指導の提供に関する次に掲げる記録を整備
し、第1号の記録についてはその完結の日から5年間、第2号か
ら第4号までの記録についてはその完結の日から2年間保存しな
なければならない。

- (1) 次条において準用する第46条の13第2項に規定する提供した
第20条第2項
具体的な指定介護予防居宅療養管理指導の内容等の記録

- (2) 次条において準用する第47条の3に規定する市町村への通知
第24条
に係る記録

- (3) 次条において準用する第50条の8第2項に規定する苦情の内
第35条第2項
容等の記録

- (4) 次条において準用する第50条の10第2項に規定する事故の状
第37条第2項
況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第85条 第46条の2から第46条の7まで、第46条の10、第46条の12
第9条から第14条まで、第17条、第19条、第20条、第22条
、第46条の13、第47条の2、第47条の3、第49条、第50条の2か
、第24条、第29条から第32条まで、第34条から第38条まで、第49
から第50条の5まで、第50条の7から第50条の11まで及び第60条の
条及び第60条の規定は、指定介護予防居宅療養管理指導の事業に
規定は、指定介護予防居宅療養管理指導の事業について準用する
について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護
。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従
員等」とあるのは「介護予防居宅療養管理指導従業者」と、第9
業者」とあるのは「介護予防居宅療養管理指導従業者」と、第46
条第1項中「第27条」とあるのは「第83条」と、第14条中「の状
条の2第1項中「第50条」とあるのは「第83条」と、第46条の7
況」とあるのは「の状況、病歴、服薬歴」と、第19条中「初回訪

中「の状況」とあるのは「の状況、病歴、服薬歴」と、第46条の間時及び利用者」とあるのは「利用者」と読み替えるものとする
 12中「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第50条。
 の3第2項中「指定介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備」とあるのは「設備」と読み替えるものとする。

第8章 削除
介護予防通所介護
 第88条から第103条まで 削除

第1節 基本方針

第88条 指定介護予防サービスに該当する平成26年旧介護保険法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護（以下「指定介護予防通所介護」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

（従業者の員数）

第89条 指定介護予防通所介護の事業を行う者（以下「指定介護予防通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下「介護予防通所介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

- (i) 生活相談員 指定介護予防通所介護の提供日ごとに、指定介護予防通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該指定介護予防通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計を当該指定介護予防通所介護を提供している

時間帯の時間数で除して得た数が 1 以上確保されるために必要と認められる数

(2) 看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。） 指定介護予防通所介護の単位ごとに、専ら当該指定介護予防通所介護の提供に当たる看護職員が 1 以上確保されるために必要と認められる数

(3) 介護職員 指定介護予防通所介護の単位ごとに、当該指定介護予防通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定介護予防通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計を当該指定介護予防通所介護を提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該指定介護予防通所介護事業者が指定通所介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第 91 条第 1 項に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所介護の事業と指定通所介護（指定居宅サービス等基準条例第 90 条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防通所介護及び指定通所介護の利用者。以下この節及び次節において同じ。）の数が 15 人までの場合にあつては 1 以上、利用者の数が 15 人を超える場合にあつては 15 人を超える部分の数を 5 で除して得た数に 1 を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

(4) 機能訓練指導員 1 以上

2 当該指定介護予防通所介護事業所の利用定員（当該指定介護予

防通所介護事業所において同時に指定介護予防通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。)が10人以下である場合にあっては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、指定介護予防通所介護の単位ごとに、当該指定介護予防通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員(いずれも専ら当該指定介護予防通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。

3 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護の単位ごとに、第1項第3号の介護職員(前項の規定の適用を受ける場合にあっては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第7項において同じ。)を、常時1人以上当該指定介護予防通所介護に従事させなければならない。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、第1項第3号の介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定介護予防通所介護の単位の介護職員として従事することができるものとする。

5 前各項の指定介護予防通所介護の単位は、指定介護予防通所介護であってその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。

6 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定介護予防通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。

7 第1項第1号の生活相談員又は同項第3号の介護職員のうち1

人以上は、常勤でなければならない。

- 8 指定介護予防通所介護事業者が指定通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所介護の事業と指定通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第 91 条第 1 項から第 7 項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

- 9 第 1 項の規定にかかわらず、ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム（横浜市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年 12 月横浜市条例第 74 号）第 44 条に規定するユニット型地域密着型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）又はユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービス基準等条例第 152 条第 1 項に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）に指定介護予防通所介護事業所が併設される場合においては、当該指定介護予防通所介護事業所の生活相談員又は機能訓練指導員については、当該ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム又はユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員又は機能訓練指導員により当該指定介護予防通所介護事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

（管理者）

- 第 90 条 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防通所介護事業所の他の職務に従事

し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節 設備に関する基準

第91条 指定介護予防通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定介護予防通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 食堂及び機能訓練室

ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

イ アにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合があれば、同一の場所とすることができる。

(2) 静養室 遮蔽物の設置等により利用者の静養に配慮されていること。

(3) 相談室 遮蔽物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

3 第1項に掲げる設備は、専ら当該指定介護予防通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定介護予防通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 前項ただし書の場合（指定介護予防通所介護事業者が第1項に

掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定介護予防通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。

- 5 指定介護予防通所介護事業者が指定通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所介護の事業と指定通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第93条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、第1項から第3項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(利用料等の受領)

- 第92条 指定介護予防通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防通所介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防通所介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防通所介護事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- 2 指定介護予防通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防通所介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

- 3 指定介護予防通所介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる

—
。

(1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

(2) 食事の提供に要する費用

(3) おむつ代

(4) 前3号に掲げるもののほか、指定介護予防通所介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

4 前項第2号に掲げる費用については、省令の規定により厚生労働大臣が別に定めるところによるものとする。

5 指定介護予防通所介護事業者は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を文書により得なければならない。

(運営規程)

第93条 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容

(3) 営業日及び営業時間

(4) 指定介護予防通所介護の利用定員

(5) 指定介護予防通所介護の内容及び利用料その他の費用の額

- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) 指定介護予防通所介護の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) その他運営に関する重要事項
(勤務体制の確保等)

第 94 条 指定介護予防通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防通所介護を提供できるよう、指定介護予防通所介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定め、これを記録しておかなければならない。

2 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護事業所ごとに、当該指定介護予防通所介護事業所の介護予防通所介護従業者によって指定介護予防通所介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定介護予防通所介護事業者は、当該指定介護予防通所介護事業所の従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
(定員の遵守)

第 95 条 指定介護予防通所介護事業者は、利用定員を超えて指定介護予防通所介護の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。
(非常災害対策)

第 96 条 指定介護予防通所介護事業者は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備

し、それらを定期的に当該指定介護予防通所介護事業所の従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(衛生管理等)

第 97 条 指定介護予防通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、かつ、衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防通所介護事業者は、当該指定介護予防通所介護事業所において感染症が発生し、及びまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第 97 条の 2 指定介護予防通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定介護予防通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

4 指定介護予防通所介護事業者は、第 91 条第 4 項の指定介護予防通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第 1 項及び第 2 項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

(記録の整備)

第 98 条 指定介護予防通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、当該記録のうち次に掲げる記録をその完結の日から 5 年間保存しなければならない。

- (1) 第 94 条第 1 項に規定する従業者の勤務の体制についての記録
- (2) 介護予防サービス費の請求に関して国民健康保険団体連合会に提出したものの写し

2 指定介護予防通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、第 1 号の記録についてはその完結の日から 5 年間、第 2 号から第 5 号までの記録についてはその完結の日から 2 年間保存しなければならない。

- (1) 次条において準用する第 20 条第 2 項に規定する提供した具体的な指定介護予防通所介護の内容等の記録
- (2) 次条において準用する第 24 条に規定する市町村への通知に係る記録
- (3) 次条において準用する第 35 条第 2 項に規定する苦情の内容等の記録
- (4) 前条第 2 項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (5) 第 101 条第 2 号に規定する介護予防通所介護計画
(準用)

第 99 条 第 9 条から第 18 条まで、第 20 条、第 22 条、第 24 条、第 25 条、第 31 条から第 36 条まで、第 38 条及び第 49 条の規定は、指定介護予防通所介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防通所介護従業者」と、第 9 条第 1 項中「第 27 条」とあるのは「第 93 条」と読み

替えるものとする。

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定介護予防通所介護の基本取扱方針)

第100条 指定介護予防通所介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定介護予防通所介護事業者は、自らその提供する指定介護予防通所介護の質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。

3 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護の提供に当たり、単に利用者の運動器の機能の向上、栄養状態の改善、^{くう}口腔機能の向上等の特定の心身機能に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身機能の改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識して指定介護予防通所介護の提供に当たらなければならない。

4 指定介護予防通所介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法による指定介護予防通所介護の提供に努めなければならない。

5 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(指定介護予防通所介護の具体的取扱方針)

第 101 条 指定介護予防通所介護の方針は、第 88 条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定介護予防通所介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。
- (2) 指定介護予防通所介護事業所の管理者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防通所介護の目標、当該目標を達成するための具体的な指定介護予防通所介護の内容、指定介護予防通所介護の提供を行う期間等を記載した計画（以下「介護予防通所介護計画」という。）を作成するものとする。
- (3) 介護予防通所介護計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該介護予防サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。
- (4) 指定介護予防通所介護事業所の管理者は、介護予防通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を文書により得なければならない。
- (5) 指定介護予防通所介護事業所の管理者は、介護予防通所介護計画を作成した際には、当該介護予防通所介護計画を当該利用者に交付しなければならない。
- (6) 指定介護予防通所介護の提供に当たっては、介護予防通所介

- 護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。
- (7) 指定介護予防通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、指定介護予防通所介護の提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (8) 指定介護予防通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもって指定介護予防通所介護の提供を行うものとする。
- (9) 利用者に対して送迎を行う場合には、利用者の安全を確保するのに必要な数の従業者をもって行うものとする。
- (10) 指定介護予防通所介護事業所の管理者は、介護予防通所介護計画に基づく指定介護予防通所介護の提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該介護予防通所介護計画に係る利用者の状態、当該利用者に対する指定介護予防通所介護の提供状況等について、当該指定介護予防通所介護の提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告するとともに、当該介護予防通所介護計画に記載した指定介護予防通所介護の提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該介護予防通所介護計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。
- (11) 指定介護予防通所介護事業所の管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該指定介護予防通所介護の提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告しなければならない。

(12) 指定介護予防通所介護事業所の管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防通所介護計画の変更を行うものとする。

(13) 第 1 号から第 11 号までの規定は、前号に規定する介護予防通所介護計画の変更について準用する。

(指定介護予防通所介護の提供に当たっての留意点)

第 102 条 指定介護予防通所介護の提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

(1) 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護の提供に当たり、介護予防支援におけるアセスメントにおいて把握された課題、指定介護予防通所介護の提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟な指定介護予防通所介護の提供に努めること。

(2) 指定介護予防通所介護事業者は、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを提供するに当たっては、国内外の文献等において有効性が確認されている等の適切なものとする。

(3) 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護の提供に当たり、利用者が要支援状態であることに十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴う指定介護予防通所介護の提供は行わないとともに、次条に規定する安全管理体制等の確保を図ること等を通じて、利用者の安全面に最大限配慮すること。

(安全管理体制等の確保)

第 103 条 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合に備え、緊急時マニュアル等を作成し、その事業所内の従業者に周知徹底を図るとともに、速やかに主治の医師への連絡を行えるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めておかなければならない。

2 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護の提供に当たり、転倒等を防止するための環境整備に努めなければならない。

3 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護の提供に当たり、事前に脈拍や血圧等を測定する等利用者の当日の体調を確認するとともに、無理のない適度な指定介護予防通所介護の内容とするよう努めなければならない。

4 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護の提供を行っているときにおいても、利用者の体調の変化に常に気を配り、病状の急変等が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(利用料等の受領)

第 106 条の 2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防通所リハビリテーションを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防通所リハビリテーションに係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防通所リハビリテーション事業者
に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を

受けるものとする。

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防通所リハビリテーションを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防通所リハビリテーションに係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、前 2 項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

(2) 食事の提供に要する費用

(3) おむつ代

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、指定介護予防通所リハビリテーションにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

4 前項第 2 号に掲げる費用については、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 35 号。以下「省令」という。）の規定により厚生労働大臣が別に定めるところによるものとする。

5 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、第 3 項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を

行い、当該利用者の同意を文書により得なければならない。

(緊急時等の対応)

第106条の3 介護予防通所リハビリテーション従業者は、現に指定介護予防通所リハビリテーションの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(勤務体制の確保等)

第108条の2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防通所リハビリテーションを提供できるよう、指定介護予防通所リハビリテーション事業所ごとに従業者の勤務の体制を定め、これを記録しておかなければならない。

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハビリテーション事業所ごとに、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所の介護予防通所リハビリテーション従業者によって指定介護予防通所リハビリテーションを提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所の従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第108条の3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用定員を超えて指定介護予防通所リハビリテーションの提供を行

ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第 108 条の 4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所の従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(記録の整備)

第 110 条 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、当該記録のうち次に掲げる記録をその完結の日から 5 年間保存しなければならない。

- (1) 第 108 条の 2 第 1 項
次条において準用する 第 94 条第 1 項
の体制についての記録

(第 2 号省略)

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定介護予防通所リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録を整備し、第 1 号の記録についてはその完結の日から 5 年間、第 2 号から第 5 号までの記録についてはその完結の日から 2 年間保存しなければならない。

- (1) 次条において準用する 第 46 条の 13 第 2 項
第 20 条第 2 項に規定する提供した
具体的な指定介護予防通所リハビリテーションの内容等の記録
- (2) 次条において準用する 第 47 条の 3
第 24 条に規定する市町村への通知
に係る記録

(3) 次条において準用する 第50条の8第2項
第35条第2項に規定する苦情の内
容等の記録

(4) 次条において準用する 第50条の10第2項
第37条第2項に規定する事故の状
況及び事故に際して採った処置についての記録

(第5号省略)

(準用)

第111条 第46条の2から第46条の7まで、第46条の9から第46条
第9条から第14条まで、第16条から第18条まで、第20条
の11まで、第46条の13、第47条の2、第47条の3、第50条の4、
、第22条、第24条、第25条、第31条、第32条、第34条から第38条
第50条の5、第50条の7から第50条の11まで及び第60条の規定は
まで、第60条、第92条及び第94条から第96条までの規定は、指定
、指定介護予防通所リハビリテーションの事業について準用する。
介護予防通所リハビリテーションの事業について準用する。この
。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従
場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「介
業者」とあるのは「介護予防通所リハビリテーション従業者」と
護予防通所リハビリテーション従業者」と、第9条第1項中「第
、第46条の2第1項中「第50条」とあるのは「第108条」と、第
27条」とあるのは「第108条」と、第14条中「の状況」とあるの
46条の7中「の状況」とあるのは「の状況、病歴」と読み替える
は「の状況、病歴」と、第94条第2項中「介護予防通所介護従
業者」とあるのは「介護予防通所リハビリテーション従業者」と読
み替えるものとする。

(指定介護予防通所リハビリテーションの基本取扱方針)

第112条 (第1項及び第2項省略)

3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防
通所リハビリテーションの提供に当たり、単に利用者の運動器の
機能の向上、栄養状態の改善、口腔機能^{くう}の向上等の特定の心身機
口腔機能能に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身機能の
改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態とならないで自
立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とす
るものであることを常に意識して指定介護予防通所リハビリテー

ションの提供に当たらなければならない。

(第 4 項及び第 5 項省略)

(指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっての留意点)

第 114 条 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

- (1) 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たり、介護予防支援におけるアセスメント (指定介護予防支援等基準条例第 33 条第 7 号に規定するアセスメントをいう。) において把握された課題、指定介護予防通所リハビリテーションの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟な指定介護予防通所リハビリテーションの提供に努めること。

(第 2 号及び第 3 号省略)

(従業者の員数)

第 117 条 (第 1 項から第 7 項まで省略)

- 8 第 1 項の規定にかかわらず、ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム (横浜市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例 (平成 24 年 12 月横浜市条例第 74 号) 第 44 条に規定するユニット型地域密着型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。) 又は ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設 (横浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等の基準等に関する条例 (平成 24 年 12 月横浜市条例第 77 号) 第 152 条第 1 項に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。)

）に指定介護予防短期入所生活介護事業所が併設される場合においては、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の医師については、当該ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム又はユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の医師により当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

（第9項省略）

（設備及び備品等）

第120条 指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）でなければならない。ただし、次のいずれかの要件を満たす2階建て又は平屋建ての指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物にあつては、準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。）とすることができる。

（第1号省略）

(2) 居室等を2階又は地階に設けている場合であつて、次に掲げる要件を全て満たすこと。

ア 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、第132条において準用する第108条の4
第96条に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

イ 第132条において準用する第108条の4
第96条に規定する訓練については、同条に規定する計画に従い、昼間及び夜間におい

て行うこと。

(ウ及び第 2 項から第 8 項まで省略)

(内容及び手続の説明及び同意)

第 121 条 (第 1 項省略)

- 2 第 46 条の 2 第 2 項 から第 6 項までの規定は、前項の規定による
第 9 条第 2 項
文書の交付について準用する。

(記録の整備)

第 131 条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、当該記録のうち次に掲げる記録については、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。

- (1) 次条において準用する 第 108 条の 2 第 1 項 に規定する従業者
第 94 条第 1 項
の勤務の体制についての記録

(第 2 号省略)

- 2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、第 1 号、第 2 号及び第 4 号から第 6 号までの記録についてはその完結の日から 2 年間、第 3 号の記録についてはその完結の日から 5 年間保存しなければならない。

(第 1 号及び第 2 号省略)

- (3) 次条において準用する 第 46 条の 13 第 2 項 に規定する提供した
第 20 条第 2 項
具体的な指定介護予防短期入所生活介護の内容等の記録

- (4) 次条において準用する 第 47 条の 3 に規定する市町村への通知
第 24 条
に係る記録

- (5) 次条において準用する 第 50 条の 8 第 2 項 に規定する苦情の内
第 35 条第 2 項

容等の記録

(第 6 号省略)

(準用)

第 132 条 第 46 条の 3 から第 46 条の 7 まで、第 46 条の 9、第 46 条の第 10 条から第 14 条まで、第 16 条、第 17 条、第 20 条、第 22 条、第 46 条の 13、第 47 条の 2、第 47 条の 3、第 49 条、第 50 条の 4 条、第 24 条、第 31 条から第 35 条まで、第 38 条、第 49 条、第 94 条及から第 50 条の 8 まで、第 50 条の 11、第 108 条の 2 及び第 108 条の 4 の規定は、指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用して準用する。この場合において、第 31 条中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第 94 条第 2 項中「従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第 108 条の 2 第 2 項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

(設備及び備品等)

第 143 条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業を行う者（以下「ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所」という。）の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物でなければならない。ただし、次のいずれかの要件を満たす 2 階建て又は平屋建てのユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物にあっては、準耐火建築物とすることができる。

(第 1 号省略)

(2) 居室等を 2 階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件を全て満たすこと。

ア 当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の所

在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、第 149 条において準用する第 132 条において準用する第 108 条の 4に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

イ 第 149 条において準用する第 132 条において準用する第 10 条の 4に規定する訓練については、同条に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

(ウ及び第 2 項から第 8 項まで省略)

(準用)

第 149 条 第 121 条、第 122 条、第 124 条、第 125 条及び第 128 条から第 132 条 (第 108 条の 2 の準用に係る部分を除く。) までの規定は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第 121 条第 1 項中「第 126 条」とあるのは「第 146 条」と、第 131 条第 1 項第 1 号中「次条において準用する第 108 条の 2 第 1 項」とあるのは「第 147 条第 1 項」と、同条第 2 項第 3 号から第 5 号までの規定中「次条」とあるのは「第 149 条において準用する次条」と読み替えるものとする。

(対象者等)

第 158 条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状により、又はその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設の療養室、病院の療養病床に係る病室、診療所の指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室又は

病院の老人性認知症疾患療養病棟（健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下同じ。）において指定介護予防短期入所療養介護を提供するものとする。

（記録の整備）

第163条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、当該記録のうち次に掲げる記録については、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 次条において準用する 第108条の2第1項 第94条第1項 に規定する従業者の勤務体制についての記録

（第2号省略）

- 2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、第1号及び第3号から第6号までの記録についてはその完結の日から2年間、第2号の記録についてはその完結の日から5年間保存しなければならない。

（第1号省略）

- (2) 次条において準用する 第46条の13第2項 第20条第2項 に規定する提供した具体的な指定介護予防短期入所療養介護の内容等の記録

- (3) 次条において準用する 第47条の3 第24条 に規定する市町村への通知に係る記録

- (4) 次条において準用する 第50条の8第2項 第35条第2項 に規定する苦情の内

容等の記録

(第 5 号及び第 6 号省略)

(準用)

第 164 条 第 46 条の 3 から第 46 条の 7 まで、第 46 条の 9、第 46 条の第 10 条から第 14 条まで、第 16 条、第 17 条、第 20 条、第 22 10、第 46 条の 13、第 47 条の 2、第 47 条の 3、第 49 条、第 50 条の 4 条、第 24 条、第 31 条、第 32 条、第 34 条、第 35 条、第 38 条、第 49 条、第 50 条の 5、第 50 条の 7、第 50 条の 8、第 50 条の 11、第 108 条、第 94 条、第 96 条、第 121 条、第 122 条第 2 項及び第 128 条からの 2、第 108 条の 4、第 121 条、第 122 条第 2 項及び第 128 条から第 130 条までの規定は、指定介護予防短期入所療養介護の事業に
ら第 130 条までの規定は、指定介護予防短期入所療養介護の事業
ついて準用する。この場合において、第 31 条中「訪問介護員等」
について準用する。この場合において、第 50 条の 4 中「介護予防
とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第 94 条第 2
訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従
項中「介護予防通所介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所
業者」と、第 108 条の 2 第 2 項中「介護予防通所リハビリテーシ
療養介護従業者」と、第 121 条中「第 126 条」とあるのは「第 16
ョン従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と
1 条」と、「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「介
、第 121 条第 1 項中「第 126 条」とあるのは「第 161 条」と、「
介護予防短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。
介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「介護予防短期入
所療養介護従業者」と読み替えるものとする。

(準用)

第 179 条 第 158 条、第 160 条、第 163 条及び第 164 条 (第 108 条
第 94 条の
の 2 の準用に係る部分を除く。) の規定は、ユニット型指定介護
予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合におい
て、第 163 条第 1 項第 1 号中「次条において準用する 第 108 条の
第 94 条第 1
2 第 1 項」とあるのは「第 177 条第 1 項」と、同条第 2 項第 2 号
から第 5 号までの規定中「次条」とあるのは「第 179 条において
準用する次条」と、第 164 条中「第 161 条」とあるのは「第 176
条」と読み替えるものとする。

(内容及び手続の説明並びに契約の締結等)

第 189 条 (第 1 項から第 3 項まで省略)

- 4 第 46 条の 2 第 2 項 から第 6 項までの規定は、第 1 項の規定による文書の交付について準用する。

(記録の整備)

第 199 条 (第 1 項省略)

- 2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、第 1 号及び第 3 号から第 7 号までの記録についてはその完結の日から 2 年間、第 2 号の記録についてはその完結の日から 5 年間保存しなければならない。

(第 1 号から第 4 号まで省略)

- (5) 次条において準用する 第 47 条の 3 第 24 条 に規定する市町村への通知に係る記録
- (6) 次条において準用する 第 50 条の 8 第 2 項 第 35 条 第 2 項 に規定する苦情の内容等の記録
- (7) 次条において準用する 第 50 条の 10 第 2 項 第 37 条 第 2 項 に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第 200 条 第 46 条の 5、第 46 条の 6、第 47 条の 2 から第 49 条まで、第 12 条、第 13 条、第 22 条、第 24 条、第 31 条から第 35 条まで、第 50 条の 4 から第 50 条の 8 まで、第 50 条の 10、第 50 条の 11、第 10 条、第 37 条、第 38 条、第 48 条、第 49 条、第 96 条及び第 129 条の規定は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第 48 条及び第 50 条の 4 中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは、「介護予防特定施設従業者」と読み替えるものとする。

第 50 条の 4 中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは、「介護予防特定施設従業者」と読み替えるものとする。

(内容及び手続の説明並びに契約の締結等)

第 213 条 (第 1 項から第 3 項まで省略)

- 4 第 46 条の 2 第 2 項から第 6 項までの規定は、第 1 項の規定による文書の交付について準用する。

(受託介護予防サービス事業者への委託)

第 215 条 (第 1 項省略)

- 2 受託介護予防サービス事業者は、指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者 若しくは 指定地域密着型介護予防サービス事業者 又は 又は法第 115 条の 45 の 3 第 1 項に規定する指定事業者 (次項において「指定事業者」という。) でなければならない。
- 3 受託介護予防サービス事業者が提供する受託介護予防サービスの種類は、指定訪問介護 (指定居宅サービス等基準条例第 5 条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。)、指定通所介護 (指定居宅サービス等基準条例第 90 条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。)、指定介護予防訪問入浴介護、指定介護予防訪問看護、指定介護予防訪問リハビリテーション、指定介護予防通所介護、指定介護予防通所リハビリテーション、第 220 条に規定する指定介護予防福祉用具貸与及び横浜市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例 (平成 24 年 12 月横浜市条例第 79 号) 第 5 条に規定する指定介護予防認知症対応型通所介護並びに法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号イに規定する第 1 号訪問事業 (指定事業者により行われるものに限る。以下「指定第 1 号訪問事業」という。)に係るサービス及び同号ロに規定する第 1 号通所事業 (指定事業者により行

われるものに限る。以下「指定第1号通所事業」という。）に係るサービスとする。

- 4 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、事業の開始に当たっては、次に掲げる事業
指定介護予防訪問介護、指定介護予防訪問看護及び指定介護予防通所介護を提供する事業者と、第1項に規定する方法によりこれらの提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。

(1) 指定訪問介護又は指定第1号訪問事業に係るサービス

(2) 指定通所介護又は指定第1号通所事業（機能訓練を行う事業を含むものに限る。）に係るサービス

(3) 指定介護予防訪問看護

（第5項から第8項まで省略）

（記録の整備）

第216条（第1項省略）

- 2 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、第1号から第5号まで、第7号及び第8号の記録についてはその完結の日から2年間、第6号及び第9号の記録についてはその完結の日から5年間保存しなければならない。

（第1号及び第2号省略）

(3) 次条において準用する第47条の3
第24条に規定する市町村への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第50条の8
第2項
第35条第2項に規定する苦情の内容等
の記録

- (5) 次条において準用する 第 50 条の 10 第 2 項
第 37 条 第 2 項 に規定する事故の状
況及び事故に際して採った処置についての記録

(第 6 号から第 9 号まで省略)

(準用)

第 217 条 第 46 条の 5、第 46 条の 6、第 47 条の 2 から第 49 条まで、
第 12 条、第 13 条、第 22 条、第 24 条、第 31 条から第 35 条ま
第 50 条の 4 から第 50 条の 8 まで、第 50 条の 10、第 50 条の 11、第 10
で、第 37 条、第 38 条、第 48 条、第 49 条、第 96 条、第 129 条、第 19
8 条の 4、第 129 条、第 190 条、第 192 条から第 194 条まで及び
0 条、第 192 条から第 194 条まで及び第 196 条から第 198 条まで
第 196 条から第 198 条までの規定は、外部サービス利用型指定介
護の規定は、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活
介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場
介護の事業について準用する。この場合において、第 31 条中「訪
合において、第 48 条中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるの
問介護員等」とあるのは「外部サービス利用型介護予防特定施設
は「指定介護予防特定施設の従業者」と、第 50 条の 4 中「介護予
従業者」と、第 33 条中「指定介護予防訪問介護事業所」とあるの
防訪問入浴介護従業者」とあるのは「外部サービス利用型介護予
は「指定介護予防特定施設及び受託介護予防サービス事業所」と
防特定施設従業者」と、第 50 条の 6 中「指定介護予防訪問入浴介
、第 48 条中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定介
護事業所」とあるのは「指定介護予防特定施設及び受託介護予防
介護予防特定施設の従業者」と、第 192 条第 2 項中「指定介護予防
サービス事業所」と、第 192 条第 2 項中「指定介護予防特定施設
特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、
入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、第 196 条
第 196 条第 1 項中「適切な指定介護予防特定施設入居者生活介護
第 1 項中「適切な指定介護予防特定施設入居者生活介護」とある
」とあるのは「適切な基本サービス」と、同条第 2 項中「指定介
のは「適切な基本サービス」と、同条第 2 項中「指定介護予防特
護予防特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを
定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、同
」と、同条第 3 項中「指定介護予防特定施設入居者生活介護に」
条第 3 項中「指定介護予防特定施設入居者生活介護に」とあるの
とあるのは「基本サービスに」と読み替えるものとする。
は「基本サービスに」と読み替えるものとする。

(記録の整備)

第 230 条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、従業者、設備、備
品及び会計に関する諸記録を整備し、当該記録のうち次に掲げる
記録をその完結の日から 5 年間保存しなければならない。

- (1) 次条において準用する 第108条の2第1項 第94条第1項 に規定する従業者の勤務の体制についての記録

(第2号省略)

- 2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者に対する指定介護予防福祉用具貸与の提供に関する次に掲げる記録を整備し、第1号及び第3号から第6号までの記録についてはその完結の日から2年間、第2号の記録についてはその完結の日から5年間保存しなければならない。

(第1号省略)

- (2) 次条において準用する 第46条の13第2項 第20条第2項 に規定する提供した具体的な指定介護予防福祉用具貸与の内容等の記録

- (3) 次条において準用する 第47条の3 第24条 に規定する市町村への通知に係る記録

- (4) 次条において準用する 第50条の8第2項 第35条第2項 に規定する苦情の内容等の記録

- (5) 次条において準用する 第50条の10第2項 第37条第2項 に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(第6号省略)

(準用)

第231条 第46条の2から第46条の13まで、第47条の2、第47条の3、第49条、第50条の5から第50条の11まで並びに第108条の2、38条まで、第49条並びに第94条第1項及び第2項の規定は、指定第1項及び第2項の規定は、指定介護予防福祉用具貸与の事業に介護予防福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第46条の2第1項中「第50条、第9条第1項中「第27条」とあるのは「第225条」と、「訪条」とあるのは「第225条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者間介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第11条中「」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第46条の4中「以下同以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。）」、取り扱う福祉用具の

じ。）」とあるのは「以下同じ。）」、取り扱う福祉用具の種目」種目」と、第 15 条第 2 項中「指導」とあるのは「相談又は助言」と、第 46 条の 8 第 2 項中「指導」とあるのは「相談又は助言」とと、第 19 条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回、第 46 条の 12 中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「従訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第 20 条第 1 項中「業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、提供日及び内容」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種第 46 条の 13 第 1 項中「提供日及び内容」とあるのは「提供の開始日及び品名」と、第 22 条中「内容」とあるのは「種目、品名」と日及び終了日並びに種目及び品名」と、第 47 条の 2 中「内容」と、第 94 条第 2 項中「介護予防通所介護従業者」とあるのは「従業者」と、同項ただし書中「処遇」とあるのは「サービスの利用」所りハビリテーション従業者」とあるのは「従業者」と、同項たと読み替えるものとする。

ただし書中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と読み替えるものとする。

(記録の整備)

第 242 条 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、当該記録のうち次条において準用する 第 108 条の 2 第 1 項 第 94 条第 1 項 に規定する従業者の勤務の体制についての記録をその完結の日から 5 年間保存しなければならない。

2 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、利用者に対する指定特定介護予防福祉用具販売の提供に関する次に掲げる記録を整備し、第 1 号の記録についてはその完結の日から 5 年間、第 2 号から第 5 号までの記録についてはその完結の日から 2 年間保存しなければならない。

(第 1 号省略)

(2) 次条において準用する 第 47 条の 3 第 24 条 に規定する市町村への通知に係る記録

(3) 次条において準用する 第 50 条の 8 第 2 項 第 35 条第 2 項 に規定する苦情の内

容等の記録

(4) 次条において準用する第50条の10第2項
第37条第2項

況及び事故に際して採った処置についての記録

(第5号省略)

(準用)

第243条 第46条の2から第46条の8まで、第46条の10から第46条の12まで、第47条の3、第49条、第50条の3、第50条の5から第30条、第32条から第38条まで、第49条、第94条第1項及び第50条の11まで、第108条の2第1項及び第2項、第225条から第227条まで並びに第229条の規定は、指定227条まで並びに第229条の規定は、指定特定介護予防福祉用具特定介護予防福祉用具販売の事業について準用する。この場合に販売の事業について準用する。この場合において、第46条の2第1項中「第50条」とあるのは「第243条において準用する第225条」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第11条中「以下同じ。）」とあるのは「以下専門相談員」と、第46条の4中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。）」、取り扱う特定介護予防福祉用具の種目」と、第15条第2項中「指導」とあるのは「相談又は助言」と、第19条中「訪問の8第2項中「指導」とあるのは「相談又は助言」と、第46条の介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」12中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「従業者」と、とあるのは「利用者」と、第94条第2項中「介護予防通所介護従業者」とあるのは「利用者」と、第50条の3業業者」とあるのは「従業者」と、同項ただし書中「処遇」とある第1項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「従業者」のは「サービスの利用」と、第225条第4号中「利用料」とあると、同条第2項中「指定介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽そののは「販売費用の額」と、第226条第1項及び第227条中「福祉他の設備」とあるのは「設備」と、第108条の2第2項中「介護用具」とあるのは「特定介護予防福祉用具」と、第229条第2項予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「従業者」と、中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と読み替えるものとす同項ただし書中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、第225条第4号中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と、第226条第1項及び第227条中「福祉用具」とあるのは「特定介護予防福祉用具」と、第229条第2項中「利用料」とあるのは「販売費

用の額」と読み替えるものとする。

附 則

(第 1 項から第 3 項まで省略)

- 4 平成 26 年 4 月 1 日以後における ~~第 39 条、~~ 第 51 条、第 65 条、第 75 条、第 84 条 ~~、第 98 条~~、第 110 条、第 131 条（第 149 条において準用する場合を含む。）、第 163 条（第 179 条において準用する場合を含む。）、第 199 条、第 216 条、第 230 条及び第 242 条の規定（以下「記録整備規定」という。）の適用については、同日以後に提供する指定介護予防サービスに関する記録整備規定に掲げる記録について適用する。

(第 5 項から第 21 項まで省略)

横浜市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、
設備及び運営、指定地域密着型介護予防サービスに係る
介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する
条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現 行）

(管理者)

- 第 46 条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第 6 項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事

業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内若しくは同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に係る指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（同項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。）が、指定夜間対応型訪問介護事業者（指定地域密着型サービス基準等条例第48条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。）、指定訪問介護事業者（横浜市指定居宅サービスの事業の人員、設備、運営等の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第76号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第6条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。）又は指定訪問看護事業者（指定居宅サービス等基準条例第56条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。）の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは介護予防・日常生活支援総合事業（第1号介護予防支援事業を除く。）に従事することができるものとする。

（第2項及び第3項省略）

横浜市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営、指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現行

（指定介護予防支援の具体的取扱方針）

第33条 指定介護予防支援の方針は、第3条に規定する基本方針及

び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(第 1 号から第 11 号まで省略)

- (12) 担当職員は、介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防訪問看護計画書（横浜市指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例（平成 24 年 12 月横浜市条例第 78 号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。）第 68 条第 2 号に規定する介護予防訪問看護計画書をいう。次号において同じ。第 41 条第 2 号）等の指定介護予防サービス等基準条例において位置付けられている計画の提出を求めるものとする。

- (13) 担当職員は、指定介護予防サービス等事業者に対して、介護予防サービス計画に基づき、介護予防訪問看護計画書等の指定介護予防サービス等基準条例において位置付けられている計画の作成を指導するとともに、指定介護予防サービス等の提供状況、利用者の状態等に関する報告を少なくとも 1 月に 1 回、聴取しなければならない。

(第 14 号及び第 15 号省略)

- (16) 担当職員は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族並びに指定介護予防サービス等事業者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

(ア省略)

イ 当該利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り

、指定介護予防通所介護事業所（指定介護予防サービス等基準条例第89条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業所をいう。）又は指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等基準条例第105条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。）を訪問する等の方法により当該利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により当該利用者との連絡を実施すること。

（ウ及び第17号から第28号まで省略）